

笠岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月20日

笠岡市長

小林嘉文

笠岡市手数料条例の一部を改正する条例

笠岡市手数料条例（平成12年笠岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表19の項から24の項までを次のように改める。

<p>19</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下第21項までにおいて「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定の申請に対する審査手数料（同法第6条第2項の規定による申出（以下第24項までにおいて「建築確認の申出」という。）がなく、かつ、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付する同法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは同項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し（以下、「確認書等」と総称する。）の提出がある場合）</p>	<p>新築住宅の場合、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用に供する部分以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下第24項までにおいて同じ。） 12,400円</p> <p>イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する区分所有住宅（以下「区分所有住宅」という。）を除く。）をいう。以下第24項までにおいて同じ。）</p> <p>次に掲げる床面積の合計（当該申請に係る共同住宅等が属する一の建築物の床面積をいう。次項、第23項及び第24項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じ</p>
-----------	--	--

		<p>たときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(ア) 500平方メートル以内のもの 22,800円</p> <p>(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 37,800円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 63,100円</p> <p>(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 101,200円</p> <p>(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 154,600円</p> <p>(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 262,800円</p> <p>(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 332,900円</p> <p>(ク) 30,000平方メートルを超えるもの 378,000円</p> <p>ウ 区分所有住宅</p> <p>イに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)か</p>
--	--	---

		<p>ら(ク)までに定める額</p> <p>住宅を増築し、若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行う場合、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>エ 一戸建ての住宅 18,700円</p> <p>オ 共同住宅等</p> <p>次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(ア) 500平方メートル以内のもの 34,300円</p> <p>(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 56,700円</p> <p>(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 94,600円</p> <p>(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 151,900円</p> <p>(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 232,000円</p>
--	--	--

		<p>(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 394,300円</p> <p>(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 499,400円</p> <p>(ク) 30,000平方メートルを超えるもの 567,000円</p> <p>カ 区分所有住宅 オに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれオ(ア)から(ク)までに定める額</p>
20	<p>長期優良住宅建築等計画等の認定の申請に対する審査手数料(建築確認の申出がなく、かつ、確認書等の提出がない場合)</p>	<p>新築住宅の場合、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 46,800円</p> <p>イ 共同住宅等 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(ア) 500平方メートル以内のもの 110,200円</p> <p>(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル</p>

以内のもの 176,500円

(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 348,900円

(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 624,900円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1,074,400円

(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1,988,000円

(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 2,840,500円

(ク) 30,000平方メートルを超えるもの 3,479,700円

ウ 区分所有住宅

イに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(ク)までに定める額

住宅を増築し、若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行う場合、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

エ 一戸建ての住宅 70,400円

オ 共同住宅等

次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(ア) 500平方メートル以内のもの 165,700円

(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 265,300円

(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 524,300円

(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 939,200円

(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1,614,800円

(カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 2,987,800円

(キ) 20,000平方メー

		<p>トルを超え30,000平方メートル以内のもの 4,269,000円</p> <p>(ク) 30,000平方メートルを超えるもの 5,229,700円</p> <p>カ 区分所有住宅</p> <p>オに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれオ(ア)から(ク)までに定める額</p>
21	<p>長期優良住宅建築等計画等の認定の申請に対する審査手数料(建築確認の申出がある場合)</p>	<p>ア 一戸建ての住宅及び共同住宅等</p> <p>前2項に掲げる額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について笠岡市建築確認事務等手数料条例(平成22年笠岡市条例第12号)別表第1項,第2項,第58項又は第60項に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは,これを切り捨てた額)を合算した額</p> <p>イ 区域区分住宅</p> <p>前2項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について笠岡市建築確認事務等手数料条例別表第1項,第2項,第58項又は第60項に定める額を合算した額</p>
22	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法</p>	<p>住宅を新築する際に認定を受け</p>

律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画（同法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下第25項までにおいて同じ。）又は認定長期優良住宅維持保全計画（同法第10条第2号ロに規定する認定長期優良住宅維持保全計画をいう。以下第24項までにおいて同じ。）の変更の認定の申請に対する審査手数料（同法第8条第2項において準用する建築確認の申出がなく、かつ、当該変更の内容に係る確認書等の提出がない場合）

た認定長期優良住宅建築等計画を変更する場合、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 23,400円

イ 共同住宅等

床面積の合計（当該申請に係る共同住宅等が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分）の床面積をいう。）の区分に応じ、第20項イにそれぞれ定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

ウ 区分所有住宅

第20項イに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項イ（ア）から（ク）までに定める額

その他の場合、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

エ 一戸建ての住宅 35,200円

オ 共同住宅等

床面積の合計（当該申請に係る共同住宅等が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増

		<p>加する部分)の床面積をいう。)の区分に応じ、第20項オにそれぞれ定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>カ 区分所有住宅</p> <p>第20項オに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項オ(ア)から(ク)までに定める額</p>
23	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請(前項及び以下第25項までに掲げる申請を除く。)に対する審査手数料</p>	<p>住宅を新築する際に認定を受けた認定長期優良住宅建築等計画を変更する場合、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 6,200円</p> <p>イ 共同住宅等</p> <p>床面積の合計の区分に応じ、第19項イにそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>ウ 区分所有住宅</p> <p>第19項イに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項イ(ア)から(ク)までに定める額に2分の1を乗じて得た</p>

		<p>額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>その他の場合、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>エ 一戸建ての住宅 9,300円</p> <p>オ 共同住宅等</p> <p>床面積の合計の区分に応じ、第19項オにそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>カ 区分所有住宅</p> <p>第19項オに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項オ（ア）から（ク）までに定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p>
24	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する建築確認の申出がある場合の同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査手数料</p>	<p>ア 一戸建ての住宅及び共同住宅等</p> <p>前項に規定する額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について笠岡市建築確認事務等手数料条例別表第1項、第2項、第58項又は第60項に定める額を当該建築物における変更の</p>

		<p>認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を合算した額</p> <p>イ 区分所有住宅</p> <p>前項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について笠岡市建築確認事務等手数料条例別表第1項、第2項、第58項又は第60項に定める額を合算した額</p>
--	--	--

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。